

平成23年度
監事監査報告書

平成24年6月
独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第19条第4項の規定に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度の業務に関して監査を実施したので、次のとおり報告する。

平成24年6月25日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 石塚 雅範
監事 林 藤樹
監事 伯耆 逸夫

I 決算監査

1 監査対象

平成23年度決算に係る事項

2 監査実施期間

平成23年7月～平成24年6月

3 監査の方針

財務諸表等の監査においては、執行部門から報告を受けて重点的な事項を監査するとともに、職業的専門家である会計監査人が行う監査の方法及び結果の相当性を評価した上でその監査結果を活用する。

4 監査の手法及び実施時期

(1) 役員会における確認

平成23年8月23日（平成23年度決算見込み報告（全勘定））、同年11月29日（平成23年度決算見込み報告（全勘定））、平成24年2月20日（平成23年度決算見込み報告（全勘定））、同年5月15日（平成23年度決算方針（案））、同年6月5日（平成23年度期末の貸付債権等に係る自己査定結果報告）、同年6月12日（平成23年度決算概要報告）及び同年6月25日（平成23年度決算（案））

(2) 監事の決算担当部署への個別インタビュー及び決算関係書類の確認

① 個別インタビュー

平成23年10月11日（財務企画部）、平成24年5月21日（財務企画部）、同年5月24日（監査部、審査部、債権管理部）、同年5月25日（リスク統括部、まちづくり推進部）、同年5月29日（財務企画部と会計監査人の打ち合わせに立ち会い・監査部）、同年6月8日（財務企画部）及び同年6月19日（財務企画部）

② 決算関係書類の確認

平成24年5月18日～同年6月22日

(3) 会計監査人とのディスカッション、個別インタビュー及び監査結果報告

① ディスカッション

平成23年9月21日、平成24年1月23日及び同年4月13日

② 個別インタビュー

平成24年1月30日及び同年6月19日

③ 監査結果報告

平成24年6月22日

5 監査意見書

(1) 提出日

平成24年6月22日

(2) 内容

次のとおり。

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長 宮戸 信哉 殿

平成23年度決算に関する監査意見書

私たち監事は、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（以下単に「機構」という。）の平成23年4月1日から平成24年3月31までの平成23年度における事業報告書、財務諸表（法人単位及び勘定別の貸借対照表、法人単位及び勘定別の損益計算書、法人単位及び勘定別のキャッシュ・フロー計算書、勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）、法人単位及び勘定別の行政サービス実施コスト計算書並びに法人単位及び勘定別の附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書（法人単位及び勘定別の決算報告書をいう。以下同じ。）について、監査を実施した。

その結果を次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

役員会その他重要な会議に出席するほか、執行に携わる役員等から内部統制の状況及び事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧した。

また、決算担当部署から当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について報告及び説明を受けた。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。あわせて、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けた。

以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について検討した。

2 監査の結果

- (1) 事業報告書は、機構の事業運営の状況を正しく表示しているものと認める。
- (2) 財務諸表（勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）を除く。）は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠して作成されており、機構の平成24年3月31日現在の財政状態並びに平成23年度の運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
勘定別の利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
なお、監査を実施した範囲においては、財務諸表の重要な虚偽をもたらす不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められない。
- (3) 決算報告書は、機構理事長による平成23年度の予算の区分に従って決算の状況を正しく表示しているものと認める。
- (4) 会計監査人である有限責任あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

平成24年6月22日

独立行政法人住宅金融支援機構

監事 石塚 雅範

監事 林 藤樹

監事 伯耆 逸夫

II 業務監査

1 監査テーマ

(1) 内部統制システムの構築・運用

機構の内部統制システムの構築・運用の状況が十分であるかどうか。特に、本店内での統制状況、本店による支店への統制状況及び支店内での統制状況が適切かどうかを監査する。

(2) 組織・業務運営

重点分野（証券化支援事業、債権管理業務、業務の質的向上を目指した取組）の態勢整備・運用の状況が十分であるかどうか。特に、有効性・効率性の観点から適切かどうかを監査する。

(3) 既往指摘事項等への対応状況

平成22年度の業務監査（総括）で指摘した事項を含め、今後実施する業務監査の指摘事項への対応状況を確認・検証していく。

2 監査の手法

(1) 役員会等の重要な会議への出席

(2) 内部統制の状況その他業務執行に関する役員との意見交換

(3) 業務の執行状況等に関する本店各部室長及び各支店長の「自己評価シート」等に基づく言明の監査

- (4) 本店各部室及び各支店の実地監査における業務の執行状況のインタビュー及び資料等の閲覧
- (5) 重要な決裁文書等の閲覧、必要と認めた事項に関する資料の閲覧、当該資料に関する関係部署からの報告聴取等

3 被監査部署及び実施期間

被監査部署	実施期間
支店監査 北海道支店 東海支店 九州支店	平成23年 7月 6日～7日 〃 7月21日～22日 〃 8月 4日～5日
支店長インタビュー 東北支店 北陸支店 中国支店 南九州支店 北関東支店 四国支店	平成23年10月 3日 〃 10月 3日 〃 10月 3日 〃 10月28日 〃 11月 7日 〃 11月25日
本店監査（中間） 本店各部室 理事長代理及び各理事との意見交換 理事長との意見交換 役員会で中間取りまとめ結果を報告	平成23年 9月20日～ 10月20日 〃 10月24日～ 11月 1日 〃 11月24日 〃 11月29日
支店監査 近畿支店 首都圏支店	平成23年12月 1日～2日 〃 12月14日～16日
本店監査（最終） 本店各部室 理事長代理及び各理事との意見交換 理事長及び副理事長との意見交換 役員会で最終結果を報告	平成24年 1月24日～ 2月 3日 〃 2月24日 〃 2月29日 〃 3月 6日

4 監査結果

(1) 内部統制システムの構築・運用

理事長は、職員とのコミュニケーションを重視し、本支店の職員と直接意見交換をすることなどにより、機構の現場の状況や課題を直接的に把握するとともに、機構内外の環境やリスクの状況を踏まえ、経営に関する重要な課題について、原則として毎週開催される役員会での議論を踏まえて意思決定し、さらに、機構の取り組むべき課題などについて定期的に全役職員に対するメッセージを発信するなどの内部統制を行いつつ、機構の業務運営を行っている。

また、東日本大震災への対応については、組織の長として陣頭指揮に立ち、被災地の関係公共団体や災害復興住宅融資等の窓口となる金融機関を訪問し、各機関との連携や協力要請を行うとともに、支店職員への督励等にあたった。

① 経営理念・経営方針、コンプライアンスの徹底・浸透の状況

- 所属長からのメッセージの発信などによって組織目標の周知が図られ、また、職員等との個人面談を通じてコミュニケーションの確保と認識の共有が行われ、これらにより内部統制の基盤整備が進むとともに、併せてP D C Aに基づく業務の統制も図られつつある。
- 職員が平成19年11月から平成20年9月にかけての収賄容疑で逮捕・起訴され、有罪が確定したことは、組織にとって極めて深刻な事態である。

外部有識者3人の委員を含む「職員不祥事再発防止検討委員会」により策定された報告書に基づき、再発防止策が講じられ、当該委員会においてその実施状況のフォローアップも行われている。

今後は、外部委員を加えたコンプライアンス委員会においてこれらの再発防止策の実施状況等についてモニタリングを行うこととしているが、それも踏まえて、内部統制システムとしてP D C Aサイクルを確立し、再発防止に万全を期すことが必要である。

- 個人情報漏洩事案については、委託先における発生事案は減少したものの、平成22年度まで減少基調にあった機構内での発生事案は平成22年度実績を上回った。事務ミス事案についても、委託先における発生事案は大幅に減少したが、機構内での当該年度発生事案は平成22年度実績を上回り、ディスクロージャー誌や事業報告書といった外部公表文書の訂正や、新聞広告の誤謬等も発生した。

事案発生防止への取組は行われたものの、このような結果となったことは極めて憂慮すべき状況であり、所属長をはじめ管理職は、改めて事務手続き等の基本動作を徹底し、引き続きコンプライアンスの重要性を認識しながら業務を行い、事案発生の防止に全力を尽くす必要がある。

② 機構の事業運営に関する統合的リスク管理・各種リスク管理の状況

- 統合的リスク管理のモニタリング等の方針を策定し、そのP D C Aを四半期ベースで開始するとともに、新たに月次モニタリングを開始する一方、年次報告などの見直しも行い、全体としてタイムリーかつ的確なリスク管理に向けた取組を行っている。

今後は、さらに、フォワードルッキングな視点からのストレステストを積極的に織り込み、リスク管理の深化を行うとともに、それを経営判断に活用していくことを期待する。

③ 役員会等の重要な会議における審議状況、意思決定プロセスの状況

- 理事長が主宰する役員会については、役員等メンバーによる多角的な視点での審議が行われており、理事長はその議論を踏まえて意思決定を行っている。

また、コンプライアンス委員会等の重要な会議においても、的確な審議・意思決定が行われている。

④ 統制の機能状況

- 総合オンラインシステムの障害、Withメールの障害は、機構業務に多大な影響を与える重大な問題である。特に総合オンラインシステムの障害は、受託金融機関での業務にも大きな影響を及ぼし、ひいては、機構業務への顧客の信頼感を低下させることになる。

これらのシステムについて、複数の障害が発生し業務に影響を与えたが、その後対応がとられ原因分析も進んでいる。今後は、その結果を活用することなどにより、同様の事態が発生しないよう万全の対応をとることが必要である。

- バリアフリー賃貸住宅建設資金の貸付けにかかる適正ではない処理や、審査・決裁を経ずに融資予約通知書を発行した事案といった内部統制上の問題が発生している。

これらについては、内部監査部門の特別監査の結果に基づき、必要な対応を的確にとるとともに、主管部における管理職のマネジメントの強化など、現在進めている内部統制の強化のための施策を確実に実施し、再発を防止することが必要である。

⑤ その他の重要事項

- 監査結果を業務改善に結びつけるため、支店監査結果を他支店へ速やかに情報提供するとともに、新たに、受託金融機関の監査指摘事例集を作成して全受託金融機関に提供し、注意を促している。

また、平成23年度、初めて内部監査の品質に係る外部評価を受けたが、今後はそこで指摘された課題に取組み、監査品質の一層の向上を図ることを期待する。

(2) 組織・業務運営

① 証券化支援事業

- フラット35Sの金利引下げ幅拡大措置の終了に伴う駆け込み申請に係る審査業務を円滑に処理するため、事前に業務プロセスの分析を行ったうえで、様々な業務効率化措置がとられた結果、審査業務について遅延が生ずることなく処理が行われた。

- フラット35の審査に関して寄せられる金融機関、ミドルユーザー等からの様々な指摘や苦情等については、「トーカスクリプト」（照会に対する回答要領）の活用や審査事務を巡る金融機関とのコミュニケーションの充実、事務処理の見直し等の取組が行われているが、証券化支援事業に対する信頼感の維持・確保のため、引き続き実情の把握とその低減に努めていく必要がある。
- フラット35の不適正案件の未然防止策については、新たに金融機関における行動基準を規定したほか、金融機関向け説明会の開催による趣旨の徹底、実地調査による金融機関の審査状況のモニタリング等の取組強化が図られているが、今後その効果を検証し、必要に応じて更なる対策を講じていく必要がある。

② 債権管理業務

- 管理回収業務を取り巻く環境が依然として厳しいなか、本支店での連携のもと、各支店において延滞債権の削減目標の達成に向けて精力的な取組が行われた結果、平成23年度の年度目標は全て達成された。

③ 業務の質的向上を目指した取組

- C S 推進活動は、部署ごとに温度差はあるものの、より実情を踏まえた活動として取組の定着が図られつつある。

一方、「わかりやすい文書」の作成をテーマに、文書作成セミナーの開催、強化月間の設定、文書作成者向けの研修等に取り組んできているが、機構全体の取組として定着させ、成果を着実に出していくことが必要である。

④ その他の重要事項

- 東日本大震災への対応については、被災地の行政機関等とも緊密に連携を図りながら、本支店からの応援態勢も整備し、災害復興住宅融資の実施及び既往借入者に係る返済方法の変更等に積極的な取組が行われている。

引き続き機構の重要なミッションとして、迅速かつ的確な対応に努めていくことを期待する。

- 経済対策等の実施に伴いM B S 及びS B の発行額・発行回数が増大する一方で、東日本大震災に伴い市場が混乱するといった事態が発生したが、I R 活動の積極化等により、安定的かつ柔軟な起債運営が図られている。

フラット35 S の金利引下げ幅拡大措置の見直し等に伴い、M B S 等の発行量の減少も見込まれるが、引き続き円滑な起債運営が行われることを期待する。

- 団信制度については、様々な環境変化の中で安定的運営を維持・確保するとともに、利用者がより利用しやすい制度となるよう、商品性の見直し等を行う必要がある。

- 東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害発生時の初動態勢も含め、あらためて課題の整理と対応策を検討しておく必要がある。

また、首都直下地震により本店が機能不全となった場合のB C Pについても、あらかじめ検討しておく必要がある。

(3) 既往指摘事項への対応状況

平成23年10月及び平成24年2月の本店業務監査において、平成22年度業務監査結果報告（総括）に関する事項、平成22年度決算監査に関する事項及び独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等に定められた監査に関する事項への対応状況を確認した。

これらのうち、今後も継続した取組が必要な課題については、平成24年3月の業務監査結果報告において、更なる取組が必要として改めて指摘した。

III 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等に定められた監査

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）及び独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、監事による監査が次のとおり定められたことを踏まえ、機構の講すべき措置が適切に実施されているかどうかについて監査した。

○ 隨意契約の見直し

随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

○ 保有資産の見直し

保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

○ 紙与水準の適正化等

紙与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

○ 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

1 隨意契約の見直し

平成22年6月に策定した新たな「随意契約等見直し計画」に基づき、契約が実施されていることを確認するとともに、監事も委員となっている契約監視委員会での点検も行われており、契約の状況は適正なものと判断した。

また、入札及び契約の適正化に関する書面監査を実施しているが、平成23年4月から平成24年3月までに監査した契約は適正であると判断した。

2 保有資産の見直し

宿舎整理計画により売却に付した宿舎については、平成23年10月20日及び平成24年6月7日に主管部に説明を求め、個別インタビューを実施し、平成22年度未処分の1宿舎については平成24年2月に売却が完了したことを確認した。

また、「公庫総合運動場」については、平成23年10月20日及び平成24年6月7日に主管部に説明を求め、個別インタビューを実施し、処分を行うための準備を着実に進めていることを確認した。

3 給与水準の適正化等

役員の報酬等及び職員の給与の水準の適正化等については、平成23年10月20日、平成24年6月7日及び同年6月14日に主管部に説明を求め、個別インタビューを実施した。

平成23年度における当該水準の適正化については、独立行政法人通則法第30条第1項の規定により財務大臣及び国土交通大臣の認可を受けた中期計画に定めるところにより、所定の削減を着実に進めているものと判断した。

平成23年度における当該水準の公表方法等については、総務大臣の定めるところに従っており、適正なものと判断した。

なお、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」（平成24年法律第2号）の施行を受け、平成24年3月に役員報酬規程を改正し、俸給月額の改正を行うとともに、国家公務員給与に適用される給与減額支給措置に準じて、平成24年4月から減額を行うこととした。

4 関連法人等との人・資金の流れの在り方

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、平成20年1月以降、上記1の監査の中で併せて監査している。

平成23年4月から平成24年3月までに監査した関連法人随意契約案件は、すべて適正な随意契約が締結されているものと判断した。

また、情報開示の対象となる契約案件は、すべて機構ホームページで公表しており、適正に処理されているものと判断した。

以上